

禁煙外来のお知らせ

当院では禁煙治療を行っております。

治療の対象となるのは、次の全てに該当するものであって、医師が ニコチン依存症の管理が必要であると認めた患者様です。

- ■ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で、ニコチン依存症と診断されたもの
- ■ブリンクマン指数 (= 1日の喫煙本数×喫煙年数) が 200 以上のもの
- ■直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているもの
- ■過去1年以内に禁煙治療を受けていないもの

禁煙外来は<u>毎週火曜日の午後(予約制)</u>となっております。 詳しくは内科外来へお問い合わせ下さい。

国保野上厚生総合病院 073-489-2178 (代)